破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１１０４号
千葉市中央区矢作町215番地３
債務者　株式会社テクノス
代表者代表取締役　田中　光雄
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　慎一
４　破産債権の届出期間　平成25年12月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午前10時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１１号
千葉市中央区宮崎町531番地の18
債務者　五光商事株式会社
代表者代表取締役　高橋　功吉
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　雅雄
４　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時40分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１４号
千葉市若葉区上泉町608番２
債務者　アイ・エム・コーポレーション株式会社
代表者代表取締役　水野　勝博
１　決定年月日時　平成25年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤代　浩則
４　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９２号
長野県茅野市玉川8493番地１
債務者　株式会社イディアス
代表者代表取締役　木原　　博
１　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹村　　隆
４　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午前10時30分
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第６２１号
千葉県柏市十余二313番地219
債務者　山和印刷株式会社
代表者代表取締役　山本　僖余
１　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宗　みなえ
４　破産債権の届出期間　平成26年１月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午後１時30分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２９号
愛知県額田郡幸田町大字高力字西崎15番地の１
債務者　有限会社村松工業所
代表者代表取締役　村松　文明
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
４　破産債権の届出期間　平成26年１月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後２時20分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８８８号
神戸市中央区北長狭通３丁目４番６号
債務者　有限会社鳥功食品
代表者取締役　糟谷　初美
１　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
４　破産債権の届出期間　平成26年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７７号
新潟県村上市松喜和2171番地２
債務者　有限会社エムイー
代表者代表取締役　皆川　義雄
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
４　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０４３号
愛知県あま市七宝町下田堂中40番地の１
債務者　大宝建鉄有限会社
代表者代表取締役　猪飼　武夫
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　葉子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８６号
熊本県阿蘇市一の宮町手野2768番地１
債務者　株式会社笹原農産
代表者代表取締役　笹原　雅実
１　決定年月日時　平成25年12月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山野　史寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８号
宮城県大崎市鳴子温泉字川渡18番地の５
債務者　有限会社まるは商会
代表者代表取締役　北浦　　巧
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午前10時35分
仙台地方裁判所古川支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３６号
香川県観音寺市柞田町丙269番地
債務者　秋山　隆司
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
４　破産債権の届出期間　平成26年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後１時10分
６　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第６７９号
仙台市太白区鈎取４丁目22番10号　エクセレント鈎取Ⅱ―105
債務者　早坂　敦子
１　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　純也
４　破産債権の届出期間　平成26年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６０号
福島県いわき市常磐湯本町三函227番地
債務者　中川　知惠
１　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸川　　瑛
４　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福島地方裁判所いわき支部